

Ⅲ 生徒指導に関するもの

1 服装等に関する規定

すべて清潔・質素を旨として、高校生らしく清純であるように心がける。

次にその基準を示すが、細部については別に定めるので学校の指導を受けること。

(1) 標準制服A（男子）

本校指定の学生服を着用する。

ボタンは本校指定のものをつける。

ズボンには派手でないベルト（黒・茶）を使用する。

腰パンや、ワイシャツの裾をズボンから出して着用することは厳禁とする。

学生服を改造した場合、ただちに元に戻す。元に戻らない場合は買い直すこと。

(2) 標準制服B（女子）

本校指定の冬用の制服を着用する。

スカートは黒を正装とし、本校指定のチェックのスカートは略装とする。

スカートの長さは膝上にかかる程度とする。

本校指定のベスト・セーター着用可。

上着の下は白のワイシャツとし、本校指定のリボンをつける。（本校指定のネクタイも可）

公式の場（入学式・卒業式及び始業式・終業式等）においては正装とする。

（ブレザー、黒のスカートまたはスラックス、リボン）

制服を改造した場合、ただちに元に戻す。元に戻らない場合は買い直すこと。

(3) 夏季の服装（6月1日～9月30日）

標準A（男子）は上着を着用せず、白のワイシャツとする。

標準B（女子）は本校指定の夏用の制服とする。（男女とも本校指定のベスト着用可）

なお、5月・6月及び9月・10月は移行期とし、その日の天候によっては、冬用または夏用の制服を着用してもよい。

（ただし、6月最初の授業日は夏用の制服、10月初めの後期始業式は冬用制服の正装を着用すること）

ベスト・セーターは、本校指定のものとする。

(4) 靴

黒か茶色普通形の短革靴、または運動靴とする。

(5) 靴下

標準A（男子）・・・白・黒・紺・グレーの単色を原則とする。

標準B（女子）・・・黒・紺の単色を原則とする。（冬季は黒ストッキングを認める。）

(6) コート類

冬季においては防寒用のコート等を着用してよい。ただし色やデザインの派手なものは着用を禁ずる。

(7) カバン

学生カバン、スポーツバック、デイパックのいずれかとする。

(8) 頭髪

常に高校生らしく整髪する。

男子は目、襟、耳が隠れない長さにする。

男女とも髪の色の変色や変形等をしないこと。

(9) 上履き（色は年次色）

本校所定のものとし、必ず氏名を明記すること。

忘れた場合は貸し出し用のスリッパ（職員室）を使用し、使用後は速やかに返却する。

(10) 異装について

やむを得ないときは、あらかじめ所定の様式により許可を得ること。

(11) その他

装飾品（ピアス、ネックレス、指輪等）を身につけない。化粧は禁止する。学校生活に必要なものは持参しない。

2 校内生活に関する規定

学習環境や秩序を保つために、特に次のことに留意する。

- (1) 欠席する場合は、できるだけ事前に届け出ること。やむを得ない場合には、当日電話等で連絡する。

※病気で1週間以上にわたる場合には、医師の診断書を添える。

- (2) 遅刻したときは、職員室で「遅刻カード」に記入し、押印を受けた後、それを持って教室に入る。

- (3) 病気その他やむを得ない理由で早退をしたい場合には、必ず担任に申し出て許可を受ける。

- (4) 途中外出するときは、担任に申し出て許可を受ける。（外出許可証を携行すること。）

- (5) 下校時刻は規定を守り、これより特に遅くなる場合は関係教師に申し出て、その指示に従う。

- (6) 屋内では、ガムを噛んだり鼻歌、口笛その他喧騒な言動は慎む。

- (7) 授業中は、許可なく防寒着は、着用しない。

- (8) 礼儀を正しくし、生徒間や職員への挨拶はもちろん、外来者に対しても礼を失わないように努める。

- (9) 男女間では常に節度を保ち、互に理解しあって思慮ある態度で接する。

- (10) 所持品は、すべて記名し、紛失、拾得の場合には必ず担任に届け出る。

- (11) 金銭は、必要以上に持ち歩かない。また友人間の貸借を行わない。

- (12) 許可なく金品の募集、物品入場券等の売買をしない。

- (13) 校長室や職員室、事務室等へは無断で出入りをしない。

- (14) 公共物を大切にする。もし破損した場合は管理責任者が担任へ直ちに届け出る。（原則として弁償）

- (15) 清掃は、勤労と奉仕の心でこれに当たり、環境の美化に努める。

- (16) 校舎内外における上履と下履の区別を明確にする。

- (17) 登下校の際（土日曜祭日・長期休業も含む）は制服を着用する。

- (18) スマートフォン・携帯電話等は、ルールとマナーを守り、節度を持って使用すること。校内においては、授業中、教室等の移動、集会時などでは使用を禁ずる。

3 校外生活に関する規定

銚田一高生としての誇りを持って行動し、他から非難されるような言動は慎まなければならない。

- (1) アルバイトは許可制とし、担任と相談し、許可を受ける。

- (2) 異性間の交際には、礼儀と節度を保ち、互いの人格を尊重しあって理性を失わないように努める。

- (3) スマートフォン・携帯電話等の使用については、事件等に巻き込まれないように十分注意して使用すること。また、SNS等への誹謗・中傷等書き込みは禁止する。

4 交通関係に関する規定

自転車やバイクを利用する者は、特に交通法規を守り事故防止に努める。また、どこでも鍵

を必ず掛けるようにする。通学用の自転車及び原付バイク（ヘルメット）については、本校所定のステッカーを指定された箇所に貼付しなければならない。なお、通学用自転車は点検整備済のTSマーク（賠償責任・傷害保険付）を貼り、防犯登録をしたものが望ましい。バイク乗車中は、安全のため昼間であってもライトを点灯する。

〔1〕バイク使用に関する規定

（1）使用できる車種は、50cc以下（原付）であること。

自動二輪車（50cc以上）は、絶対に買ったり乗ったりしない。（同乗もしない）

（2）乗車する際は、必ずヘルメットを着用する。（ヘルメットはフルフェイスとする。）

（3）無免許運転はもちろん、二人乗りやバイクの貸し借りをしない。

（4）任意保険に加入すること。

（5）通学許可

ア 学校又は途中の駅、停留所等までバイクによる通学を希望する場合は、保護者が担任と相談し、「許可願」を提出する。（免許を取得してから2ヶ月経過後）

イ 許可基準

バイク通学を許可するのは、次の①または②を満たす場合とする。ただし、①または②を満たしていない場合であっても③④⑤の場合には、審査の上、許可する。

通学用のバイクは、**スクータータイプ**を原則とする。

なお、安全のため、スクールバスが利用できる場合は、極力スクールバスを利用すること。

① 交通が不便な所で、学校までの通学距離が7km以上で運転に無理のない範囲。（おおむね20km）

② 自宅から最寄り駅までの距離が3km以上ある場合。

③ 早朝課外等で、スクールバス等が利用できず担任を通して申請があった場合。

④ 経済的な面から、特に保護者が来校して申請があった場合。

⑤ 朝練等部活のために、特に顧問を通して申請があった場合。

⑥ 通学用バイクの車種を変更する場合は、車種変更届けを提出する。

⑦ 原付バイク通学許可は当該年度内のみ有効であるので、次年度も引き続き通学を希望する場合は、更新手続きが必要である。

〔2〕運転免許取得に関する規定

（1）原付免許

「原付免許取得願」を提出し、許可を受けてから、授業に支障のない日を選んで取る。

（1年生の夏休み以降から許可する）免許取得後は直ちに「原付免許取得報告」を提出すること。

（2）普通免許

ア 自動車教習所への通学は、3年生の進路決定者のみ2月以降とする（許可制）。ただし、4月以降就職や通学で早急に免許を必要とする者は、「普通自動車免許取得願」に理由を明記し、12月より許可する。

イ 在学中の合宿免許取得は禁止とする。

（3）自動二輪免許（取得は禁止です）

在学中は絶対に教習所へ入校したり取得したりしないこと。

5 その他

学生総合保険・自転車総合保険については、学校では取り扱わないため、保護者の任意の判断で加入する。